

制定 平成28年3月30日 原規総発第1503302号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会マネジメント規程（原規総発第1511273号（平成27年1月27日原子力規制委員会決定））第12条第2項の規定に基づき、原子力規制委員会平成28年度年度重点計画を次のように定める。

平成28年3月30日

原子力規制委員会

「原子力規制委員会平成28年度年度重点計画」の制定について

原子力規制委員会は、「原子力規制委員会平成28年度年度重点計画」を別添のとおり定める。

原子力規制委員会

平成28年度

年度重点計画

平成28年3月

原子力規制委員会

<まえがき>

原子力規制委員会では、平成27年4月からIAEAの要求事項も踏まえたマネジメントシステムを本格運用することとし、平成26年9月に原子力規制委員会マネジメント規程を策定するとともに、これに基づいて平成27年2月には原子力規制委員会第1期中期目標を策定している。

当該中期目標を踏まえ、本年度に重点的に取り組むべき事項として、平成28年度重点計画を定める。各課においては、本重点計画を踏まえて平成28年度業務計画を作成し、業務を行うこととなる。

I 原子力規制行政に対する信頼の確保

1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保

- ①独立した立場で科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために定めた行動規範等を厳格に運用する。意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の開示を徹底し、説明責任を果たす。また、被規制者との安全性向上に係る意見交換を実施すること、行政手続法で要求されない案件についても積極的にパブリックコメントを募ること、海外の専門家との意見交換を実施すること等により、国内外の多様な意見に耳を傾ける。
特に、今年度は以下の追加的な取組を行う。
- ②被規制者と面談を行った場合の議事要旨（年度内に掲載するもの全て）について、被規制者とのやり取りの要点が明確に伝わる記載とする。
- ③現在ホームページで公開している重要な情報を数十年後でも検索可能とする情報管理システムの整備に向けた検討に着手し、整備方針について年度末までに原子力規制委員会です承を得る。
- ④専門的内容をかみ砕いて説明している原子力規制委員会ホームページのコンテンツをホームページ上の分かりやすい場所に年度中にまとめて掲載することで、原子力規制委員会の取組に対する一般の方の理解促進に努める。
- ⑤IRRSにおいて明らかになった課題を踏まえ、被規制者とのコミュニケーションを更に充実させるための方策を検討し、年度内に決定する。

【評価の視点】

- ①年度を通じて、独立性、中立性、透明性を確保しつつ、孤立や独善に陥ることなく業務を行ったか
- ②～⑤年度内に完了させたか

2. 組織体制及び運営の継続的改善

(マネジメントシステムの本格的な運用と改善)

- ①安全文化・核セキュリティ文化の醸成や規制の改善につながるものとなるようマネジメントシステムの継続的な改善を行う。特に、昨年度の運用結果及びIRRSにおいて明らかになった課題を踏まえ、マネジメントシステムの改善に係る複数年計画を上期末までに作成し、年度内に実施すべき事項を完了させる

とともに、マネジメントシステムの改善に資する実効的なものとなるよう内部監査の方法を改善し、年度内に10課室程度について監査を行う。

【評価の視点】

- ①期限があるものについては期限内に完了させたか。また、被監査課室の業務改善につながる監査となったか

(IRRSMissionにおいて明らかになった課題への対応)

- ①原子力規制委員会の組織体制及び運営の継続的改善のため、平成28年1月に行われたIRRSMissionにおいて明らかになった課題に対して、平成28年度業務計画に沿って、改善に向けた取組を実施する。その際、数年後のIRRSMissionの受け入れを念頭に入れる。

【評価の視点】

- ①IRRSMissionにおいて明らかになった課題に対応する平成28年度業務計画を完了させたか

3. 国際社会との連携

- ①関連条約への対応、IAEA安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際機関との連携や諸外国規制機関との協力を進め、国際社会における原子力安全向上への貢献及び我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。特に、平成28年8月が提出期限である原子力の安全に関する条約の第7回国別報告を期限内に作成・提出する。
- ②引き続き、国際人材の確保・育成に取り組む。特に、IRRSMissionにおいて明らかになった課題を踏まえ、国際ピア・レビューに貢献できる人材として、経験豊富な職員の獲得、教育・訓練・研究・国際協力を通じ、職員の国際活動に係る力量向上に取り組む。

【評価の視点】

- ①国際社会における原子力安全向上及び我が国の原子力規制の継続的改善に向けて相応の貢献ができたか
- ②国際人材、国際ピア・レビュー人材の質・量が向上したか

4. 法的支援・訴訟事務への着実な対応

- ①原子力規制委員会の業務に係る訴訟事務、異議申立事務について関係機関や関係課室と連携しつつ適切に対応する。これに関して、訴訟や異議申立の増加等の状況を慎重に見極め、訴訟や異議申立に係る遂行体制や事務作業の効率化・見直しを図っていく。
- ②法令等の立案・作成や手続き的な課題について検討を行い、改善すべき点を把握し、長官官房における審査等を通じて、課室の着実な法令等の立案・運用を支援する。

【評価の視点】

- ①年度を通じ、訴訟事務や異議申立事務に係る業務量の推移に応じて体制を構築し、業務を遂行できたか
- ②年度を通じ、各課室の法令等の立案・運用を着実に支援できたか

Ⅱ 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

1. 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善

(規制制度や運用の継続的改善)

- ①「原子力規制委員会の検査の実効性が担保されるよう、関連法令を改正すべき」との I R R S において明らかになった課題を踏まえ、平成 28 年度中に、原子炉等規制法の検査制度の見直しについて検討を行い、成案を得る。
- ②保安検査の在り方については、別途、特別の体制を設けて対応する検査制度等の見直しの方向性を踏まえながら、これまで試行してきた検査手法の有効性等の検討を進めていく。
- ③平成 26 年度から定期的実施している被規制者との安全性向上に係る意見交換を継続し、月に 1 度の頻度で、被規制者（経営責任者）との意見交換を行う。

【評価の視点】

- ①年度内に完了させたか
- ②有効な検査手法を確立するための検討ができたか。また、今後の保安検査に有効なデータを収集する仕組みを確立できたか
- ③実施方法について改善を加えつつ、平成 28 年度内に 2 巡目の意見交換をおおむね完了させたか

2. 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施

(実用発電用原子炉に係る審査・検査の実施)

- ①新規制基準適合性に係る審査及び検査の各申請（特定重大事故等対処施設に係る申請を含む。）に基づき、厳正かつ適切に審査及び検査を実施する。
- ② I R R S において明らかになった課題を踏まえ、新規制基準適合性審査においては、審査をより効率的に進めるため、審査が先行しているプラントで得られた知見を活用すること等の取組を行う。
- ③直ちに十分な数の審査官を確保し難い状況であるが、引き続き、審査官の増員について人事担当と連携していくとともに審査官の能力向上にも努める。

【評価の視点】

- ①審査の進捗や論点を随時原子力規制委員会に報告しつつ、厳正かつ適切に審査や検査を実施できたか。特に、平成 28 年度に運転期間の期限を迎える高浜発

- 電所 1・2号炉及び美浜発電所 3号炉について、期限内に審査ができたか
- ②③体制を強化しつつ、審査が先行しているプラントで得られた知見を活用すること等により、審査を効率的に進めたか

(実用発電用原子炉に係る保安検査の実施)

- ①施設の状況を踏まえ、保安検査を適切に実施し、事業者の保安活動を確認するとともに、安全性の向上に向けた事業者の自律的な取組を促す。
- ② I R R Sにおいて明らかになった課題を踏まえ、緊急作業員の被ばくに関する規制の見直しに係る被規制者の対応状況について保安検査等を通じて確認していく。

【評価の視点】

- ①②緊急作業員の被ばくに関する規制見直しへの対応も含め、事業者の保安活動の向上につながる検査ができたか

(核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査・検査等の実施)

- ①新規制基準の適合性審査に関し、既に申請された施設や、今後新たに申請される核燃料施設等について、施設の潜在的リスクに応じた方法により、申請者における作業進捗を確認しつつ厳正かつ適切に進めていく。
- ②使用前検査等についても遅滞なく適切に検査を実施していく。
- ③東海再処理施設について、新規制基準適合への検討状況を含め同施設の安全性を定期的に確認していく。

【評価の視点】

- ①～③審査の進捗や論点を随時原子力規制委員会に報告しつつ、施設の潜在的リスクに応じた方法により、必要に応じ事業者に対し規制の考え方の解説等を行いながら、厳正かつ適切に審査、検査及び安全性確認を実施できたか

(核燃料施設等に係る保安検査の実施)

- ①施設の状況を踏まえ、保安検査を適切に実施し、事業者の保安活動を確認するとともに、安全性の向上に向けた事業者の自律的な取組を促す。
- ② I R R Sにおいて明らかになった課題を踏まえ、緊急作業員の被ばくに関する規制の見直しに係る被規制者の対応状況について保安検査等を通じて確認していく。

【評価の視点】

- ①②緊急作業員の被ばくに関する規制見直しへの対応も含め、事業者の保安活動の向上につながる検査ができたか

(原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認)

- ①個別の原子力施設でトラブルが発生した場合には、事業者が行う原因究明と再発防止対策が適切に行われていることについて、規制当局として独立した立場で確認し、評価する。
- ②発電所における不適切なケーブル敷設事象について、各電力会社からの調査結果等に係る報告に対し、平成28年度中に規制当局として評価を行う。

【評価の視点】

- ①事業者の対応の適切性を独立した立場で確認・評価したか
- ②年度内に完了させたか

(実用発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査等の実施)

- ①運転期間延長認可制度に関し、高浜発電所1・2号炉及び美浜発電所3号炉の運転期間延長申請について、厳正かつ適切に審査を行っていく。
- ②高経年化対策制度に関し、運転開始から30年以上を経過する実用発電用原子炉に対して事業者が実施する10年ごとの高経年化対策(保安規定の変更認可)についても厳正かつ適切に審査を行っていく。

【評価の視点】

- ①平成28年度に運転期間の期限を迎える高浜発電所1・2号炉及び美浜発電所3号炉について、期限内に審査ができたか
- ②高経年化対策制度に基づく保安規定の変更認可について、厳正かつ適切に審査ができたか

(敷地内破砕帯の活動性の評価)

- ①志賀原子力発電所について（平成27年度に評価が終了しなかった場合）、引き続き科学的・技術的議論を行い、可及的速やかに評価結果を取りまとめ作業を終える。
- ②もんじゅについては、志賀原子力発電所の取りまとめ作業終了後、評価会合及びピア・レビュー会合を通じて、引き続き科学的・技術的議論を行い、評価結果の取りまとめ作業を終える。

【評価の視点】

- ①志賀について速やかに完了させたか
- ②もんじゅについて年度内に完了させたか

(火山活動のモニタリングに係る検討)

- ①原子炉安全専門審査会での調査審議も踏まえ、原子炉の停止等に係る判断の目安を策定する。
- ②原子炉設置者によるモニタリング結果について、上記の判断目安に照らして評価を行う。

【評価の視点】

- ①②年度内に完了させたか

(もんじゅへの対応)

- ①高速増殖原型炉もんじゅの保守管理等の不備に係る種々の問題を踏まえ、平成27年11月に文部科学大臣へ発出した勧告に関して、必要な対応を行う。
- ②保安検査において、高速増殖炉の特徴及び原子炉が長期停止状態であることを踏まえ、これまでの保安検査における指摘事項等に係る改善状況の確認を行う。

【評価の視点】

- ①②年度内に実施できたか

(審査結果等の丁寧な説明)

- ①原子力規制委員会が行った新規制基準適合性審査等の結果について、立地自治体等の要請を踏まえて、丁寧に分かりやすく説明を行う。

【評価の視点】

- ①立地自治体等からの要請を踏まえて分かりやすい説明ができたか

(安全性向上評価に関するガイドの整備)

- ①新規制基準適合後の施設定期検査終了後6月を超えない時期に事業者が実施する安全性向上評価のガイドについて、IRRSにおいて明らかになった課題を踏まえ、最初の安全性向上評価の際に適切に対応できるよう改正する。また、「加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイド」の充実のため、確率論的リスク評価手法の技術的知見を収集する。

【評価の視点】

- ①年度内に完了させたか

(放射線障害防止法に係る制度整備)

- ①放射線障害防止に係る調査・研究機能の強化、許可使用者等の緊急時対応体制の構築等IRRSにおいて明らかになった課題を踏まえた規制制度の見直しについて、平成28年度中に取組の考え方の整理を行い、予算措置が必要なものは要求を行う。また、放射線障害防止法の規制制度の見直しについては、成案を得る。

【評価の視点】

- ①年度内に完了させたか

(放射線障害防止法に基づく審査及び立入検査)

- ①国内に約8,000ある放射性同位元素等取扱事業所等から提出される申請について、放射線障害防止法に基づく審査を厳正かつ適切に行うとともに、年間約300件の立入検査を厳正かつ適切に行う。また、IRRSにおいて明らかになった課題を踏まえ、平成28年度から登録認証機関等への立入検査を厳正かつ適切に行う。
- ②現在、放射線障害防止法の執行に係る業務については、放射線検査官等14人体制で実施しているところであるが、IRRSにおいて明らかになった課題を踏まえ、通常の許認可業務及び立入検査に加えて、平成28年度には許可使用者等のRIセキュリティや緊急時対応体制の強化等の新たな制度整備の検討を行い、それに伴い執行業務の追加が見込まれることから、放射線規制室の体制強化について検討を行う。

【評価の視点】

- ①放射性同位元素等取扱事業所等及び登録認証機関等への年間約300件の立入検査を厳正かつ適切に実施できたか
- ②放射線障害防止に係る制度の見直しに伴い放射線規制室の体制を強化できたか

3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携

- ①IRRSにおいて明らかになった課題を踏まえ、海外の先進的な取組を把握するため、28年度上半期までを目途にIAEAや米国、スイス等の取組について調査を行う。
- ②海外の先進的な取組を参考にしつつ、原子力安全と核セキュリティの調和に係る実務が適切に行われるよう、平成28年度末を目途に、被規制者の申請が他方の措置に干渉するかどうかについて被規制者が十分に評価することや、審査・検査における確認の仕組みをより実効性のあるものとするための取組を行う。

【評価の視点】

- ①②それぞれの期限内に実施できたか

Ⅲ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視

- ①中期的リスクの低減目標マップ（平成28年3月版）に示された一つひとつの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。中でも、平成23年津波を踏まえた対策については、1日も早い解決が望まれるため、重点的に監視・指導する。実施計画の変更認可申請に対する審査や、認可された実施計画に従った工事の実施や設備性能等に係る検査を厳格かつ着実に実施する。

【評価の視点】

- ①中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、遅延なく進められるよう監視・指導したか。また、実施計画の変更認可申請について、厳正かつ適切に審査ができたか

2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析

- ①中間報告で取り扱っていない技術的な項目について、解析、現地調査等を通じ継続した事故の分析を実施するため、東京電力による調査の進捗状況について確認を行う。
- ②事故の分析に係る成果を海外に積極的に発信するとともに、国際的な調査研究活動等に参加し、国際的な原子力の安全向上に貢献する。

【評価の視点】

- ①東京電力による調査の進捗状況を確認し、必要に応じて現地調査等を実施したか
- ②事故分析成果の海外への発信により国際的な原子力の安全向上の貢献できたか

3. 放射線モニタリングの実施

- ①東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体等と連携して、陸域・海域の放射線モニタリング及び測定結果の分析・評価を着実に実施する。また、それらの結果を取りまとめて国内外に分かりやすく情報提供するとともに、モニタリング結果の国際的な信頼性を向上するため、IAEAとの共同モニタリングを進める。

- ②地元のニーズを踏まえ、帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを実施するとともに、空間線量率のモニタリング体制の見直しを実施する。

【評価の視点】

- ①モニタリング結果を国内外へ遅滞なく公表できたか、またデータの信頼性について I A E A から高い評価を受けたか
- ②年度内に実施できたか

IV 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

1. 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善

(規制基準の継続的改善)

- ①最新の科学的・技術的知見、IAEA等の基準の見直しに係る動向、新規制基準に係る適合性審査の実績、IRRSにおいて明らかになった課題を踏まえ、規制基準等の見直し計画及び見直しプロセスを規定する文書を第1四半期内目途に策定し、同計画に基づき必要な見直しを行う。研究施設等廃棄物の埋設に当たっての安全確保の考え方、廃棄体確認方法に関する基本的考え方を年度内に取りまとめる。
- ②「原子力規制委員会における民間規格の活用について」(平成26年11月12日原子力規制委員会)及び「民間規格の技術評価の実施に係る計画について」(平成27年1月7日原子力規制委員会)を第1四半期を目途に見直し、計画的に民間規格の技術評価を実施し、規制基準等に反映する。

【評価の視点】

- ①年度内に完了させたか
- ②期限内に実施できたか

(廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討)

- ①炉内等廃棄物の埋設に係る規制制度及び基準を整備するため、廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チームにおいて検討を実施し、平成29年3月を目途に制度的管理等の処分制度の検討状況に影響されない部分の規制基準等の骨子案を取りまとめる。あわせて、IRRSにおいて明らかになった課題を踏まえ、トレンチ処分及びピット処分における廃棄体及び埋設施設の技術基準の性能規定化について、本年12月を目途にその案を取りまとめ、平成29年3月を目途に基準化する。
- ②廃棄物埋設の放射線防護基準に関して、検討チームを設置し、本年12月を目途に再整理を行い、必要に応じて新しい基準案を取りまとめる。なお、IRRSにおいて明らかになった課題を踏まえ、廃止措置後のサイト解放の基準についても併せて検討を行う。

【評価の視点】

- ①②それぞれの期限内までに実施できたか

2. 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積

(安全研究の推進)

- ①「原子力規制委員会における安全研究について」（平成27年4月22日原子力規制委員会）に基づき安全研究を実施し、その成果については、NRA技術報告、論文等により積極的に公表する。
- ②平成29年度以降の安全研究について、その方針を定める新たな「原子力規制委員会における安全研究について」を本年7月を目途に策定する。
- ③事前、中間及び事後の段階で、全ての安全研究プロジェクトについて評価を実施し（6～7月を目途）、的確な安全研究の推進を図る。
- ④IRRSにおいて明らかになった課題を踏まえ、日本原子力研究開発機構安全研究センターと相互の人材交流の枠組みを年内に強化するとともに、国際活動に関する連携体制を年内に構築する。

【評価の視点】

- ①安全研究の成果をNRA技術報告、論文等により積極的に公表できたか
- ②～④それぞれの期限内までに実施できたか

(国内外のトラブル情報の収集・分析)

- ①技術情報検討会及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を定期的開催し、国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報を収集・分析し、必要に応じて規制制度への反映を検討する。
- ②高エネルギーアーク損傷への対応として、第一四半期中に現状の事業者の対応方針・状況の確認を行い、必要な対応を行う。
- ③金属キャスクバスケット用アルミニウム合金事例規格の廃止に関連して、福島第一原子力発電所、東海第二原子力発電所で使用中の貯蔵キャスク、及びPWR燃料乾式貯蔵試験で使用予定の貯蔵キャスクの安全評価に関する事業者の報告書について、第1四半期までに評価を行う。
- ④使用済燃料貯蔵設備の臨界安全評価に関して、平成28年度は事業者の動向の定期的なヒアリングを行う。
- ⑤1相開放故障の検知方法及び電圧劣化対策に関して、1相開放のメカニズムの解明と国内における検知方法の検討状況の定期的なヒアリングを行う。

【評価の視点】

- ①国内外の事故・トラブルを十分に収集・分析し、必要に応じて規制制度への反映を検討できたか
- ②～⑤それぞれの期限内までに実施できたか

3. 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立

(人材の確保)

- ① I R R Sにおいて明らかになった課題を踏まえ、年間を通じて、安全審査・検査、原子力防災、安全研究等に係る体制の強化のために優れた知識や技術を有する民間等の実務経験者の確保を強力に推進し、現在の定員に対する不足分について、平成28年度中に充足するように職員の採用を行う。
- ② I R R Sにおいて明らかになった課題を踏まえ、原子力規制庁独自の採用試験を有効に活用し、今後活躍が期待できる若手職員を採用することで、原子力規制を担う職員を確保する。また、これら若手職員の採用に当っては、第4次男女共同参画基本計画の定める目標の達成に向けて、女性職員を積極的に採用する。

【評価の視点】

- ①実務経験者を十分に確保できたか
- ②新規採用者を十分に確保できたか。また、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を一定割合確保できたか

(力量管理)

- ①平成28年2月に保安検査官及び施設検査官を対象として開始した力量管理の試行運用を継続し、I R R Sにおいて明らかになった課題を踏まえ、力量管理項目、研修及びO J T・業務経験の評価基準の妥当性の検証と運用方法の見直しを行う。
- ②力量管理関係者の理解を深める資料の作成や説明などを行い、検査官等以外の力量管理の記録様式（キャリアマップ）を年度内に全件整備する。

【評価の視点】

- ①試行運用で改善点が把握され、年度内に改善されたか
- ②検査官等以外のキャリアマップが年度内に全件整備されたか

(研修体系の整備)

- ①先行して検討してきた検査官向け研修体系の見直しは、I R R Sにおいて明らかになった課題を踏まえ、力量管理の試行と同期して、主に実務的な能力向上の観点から継続的な改善を進める。
- ②検査官以外の職員向け研修体系の見直しについても、力量やキャリアパスモデルを踏まえて知識の整理を行い、必要な研修見直しを進める。

【評価の視点】

- ①②検査官向け研修体系、検査官以外の職員向け研修体系が、効率的かつ効果的に必要な専門知識を習得できる研修体系となったか

(研修用プラントシミュレータ整備)

- ①平成27年度に整備したBWR5及びPWR(4ループ)のプラントシミュレータに加えて、原子力規制委員会職員が扱う主な炉型を網羅するため、ABWR及びPWR(3ループ)のプラントシミュレータを追加整備する。また、緊急時対策支援システム(ERSS)を使った緊急時対応能力向上に資するため、ERSSの模擬画面を追加整備する。
- ②平成27年度中に整備したBWR5及びPWR(4ループ)のプラントシミュレータを用いて、原子力規制委員会職員のプラント機能及び挙動の把握能力等の向上を目的とした研修を実施する。

【評価の視点】

- ①②年度内に実施できたか

(知識管理)

- ①知識管理活動に関する各課室から出された意見を踏まえて、知識管理活動を円滑に進めるためのガイド案を上半期までに作成し、年度末までにその妥当性について検証する。
- ②知識管理活動の運用面での支援強化の取組については、昨年度に引き続きEラーニング、ポータル操作講習会を開催して知識管理の理解促進を図る。

【評価の視点】

- ①②それぞれの期限内までに実施できたか

V 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

1. 核セキュリティ対策の強化

(核セキュリティ上の課題への対応)

- ①個人の信頼性確認制度の導入に向け、平成28年度中に詳細な制度の設計等所要の作業を行う。また、平成27年2月に受け入れたIPPASミッションで示された勧告事項や助言事項について、必要に応じ関係省庁と精査・検討し、対応する。さらに、職員の核セキュリティ文化醸成のため、研修等の場を通じ、職員各自が核セキュリティに関する問題意識を持つ環境づくりを行う。
- ②放射性物質及び関連施設の核セキュリティについて、放射性同位元素に係る核セキュリティに関するワーキンググループにおいて平成28年度中に考え方を取りまとめた後、核セキュリティ検討会等において制度化に向けた検討を行い、成案を得る。

【評価の視点】

- ①②年度内に完了させたか

(核物質防護検査等の実施)

- ①IAEAの最新の核物質防護に関する勧告等を踏まえ強化を図った事業者の防護措置の状況について、核セキュリティ文化の醸成やサイバーセキュリティ対策も含め、引き続き核物質防護検査等において厳格に確認していく。

【評価の視点】

- ①事業者の防護措置の状況について検査等において厳格に確認できたか

2. 保障措置の着実な実施

- ①IAEA及び二国間原子力協力協定締約国との良好な意思疎通を図りつつ、IAEA保障措置その他の国際約束を誠実に履行する。また、日・IAEA保障措置協定の履行に伴い原子力施設内に設置する保障措置機器に起因する安全上の問題が生じないように、IAEA等と緊密な連携を図るとともに、当該機器の管理上の責任・取扱いについて早期に整理する。
- ②福島第一原子力発電所における廃炉作業の進捗に合わせた保障措置活動等についても、IAEA等の国内外の関係各機関と緊密な連携を図りつつ継続して実施する。

- ③ IAEAの指定する特定の施設において、核燃料物質の未申告の生成及び処理が行われていないことを確認する目的で新たに導入が予定されている検査（OSP-OS）が適切に適用できるよう、必要な措置を講じるとともに、実施に際しては、指定保障措置検査等実施機関等との連携を図る。
- ④我が国の保障措置の取組について、国際会議や原子力規制委員会ホームページなどを通じて国際的に発信していくほか、長期的観点からの保障措置人材の育成方針の検討も継続的に行う。
- ⑤原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施及び情報処理機関である公益財団法人核物質管理センターで発生した情報セキュリティ対応の不備を踏まえ、再発防止対策の履行状況及び指定機関としての業務遂行状況を適時に確認し、必要な指導・監督を行う。

【評価の視点】

- ① IAEAによる保障措置拡大結論（「全ての核物質が平和的活動の中にとどまっている」との結論）が得られたか
- ②～⑤年度内に実施できたか

3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携（再掲）

- ① IRRSにおいて明らかになった課題を踏まえ、海外の先進的な取組を把握するため、平成28年度上半期までを目途にIAEAや米国、スイス等の取組について調査を行う。
- ②海外の先進的な取組を参考にしつつ、原子力安全と核セキュリティの調和に係る実務が適切に行われるよう、平成28年度末を目途に、被規制者の申請が他方の措置に干渉するかどうかについて被規制者が十分に評価することや、審査・検査における確認の仕組みをより実効性のあるものとするための取組を行う。

【評価の視点】

- ①②年度内に完了させたか

VI 原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実

1. 原子力災害対策指針の継続的改善

- ① I R R Sにおいて明らかになった課題を踏まえ、原子力災害事前対策等に関する検討チームを開催し、現行の原子力災害対策指針において課題とされている実用発電用原子炉施設以外の原子力施設に係る防護措置の在り方について最新の科学的知見や国際的動向等を踏まえて検討を進めるとともに、その結果を平成28年度中に取りまとめて適切に指針に反映する。また、原子力災害時における医療体制の着実な整備を進めるなど、原子力災害対策の継続的な改善を図る。

【評価の視点】

- ①期限内までに実施できたか

2. 放射線モニタリングの充実

(緊急時モニタリング体制の充実・強化)

- ①引き続き、地方放射線モニタリング対策官事務所を整備するとともに、全国の原子力施設立地地域において、モニタリング資機材の整備や緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにおける緊急時モニタリング結果を迅速に把握するための機能追加など、順次緊急時モニタリング体制の充実・強化を図る。また、地方公共団体と訓練を行い、緊急時モニタリングセンターの運営及び関連機器・システムに係る習熟を図ること等により緊急時対応能力の向上に努める。

【評価の視点】

- ①モニタリング対策官の増員と訓練の実施等を通じて立地地域の緊急時モニタリング体制が強化されたか

(福島第一原発事故後の放射線モニタリングの実施) (再掲)

- ①東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体等と連携して、陸域・海域の放射線モニタリング及び測定結果の分析・評価を着実に実施する。また、それらの結果を取りまとめて国内外に分かりやすく情報提供するとともに、モニタリング結果の国際的な信頼性を向上するため、I A E Aとの共同モニタリングを進める。

- ②地元のニーズを踏まえ、帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを実施するとともに、空間線量率のモニタリング体制の見直しを実施する。

【評価の視点】

- ①モニタリング結果を国内外へ遅滞なく公表できたか、また、データの信頼性について I A E A から高い評価を受けたか
- ②年度内に実施できたか

(全国的环境中の放射線等の測定)

- ①引き続き、地方公共団体等関係機関と連携して、全国的环境中の放射線及び放射性物質の水準を測定・監視するとともに、定期的にホームページで情報提供する。

【評価の視点】

- ①地方公共団体等と連携して確実に測定・監視ができたか

3. 原子力規制委員会における危機管理体制の整備・運用等

(緊急時対応能力の強化)

- ①発電用原子炉施設における事故以外の事態に対応するための対応マニュアルを年度内を目途に整備する。
- ②事業所外運搬における原子力災害対策マニュアルや原子力艦の原子力災害対策マニュアルの改定に協力するとともに、年度内を目途に委員会初動対応マニュアルを整備する。
- ③総合防災訓練及び原子力事業者防災訓練により抽出した各機能班の課題の是正及び状況判断等の高度化を図るための要素訓練の立案を第2四半期までに終了し、年度内に実施する。その際、原子力事業者防災訓練を可能な限り活用する。

【評価の視点】

- ①～③それぞれの期限内までに実施できたか

(事業者防災の強化)

- ①平成27年度原子力事業者防災訓練報告会における評価結果に対する議論を踏まえ、防災対応能力の向上に資するコメント及び指摘を取り込めるよう評価のための業務マニュアルを継続的に見直す。
- ②平成28年度原子力事業者防災訓練報告会において、前年度の原子力事業者防災訓練の評価結果を報告し、原子力事業者との意見交換を踏まえて、評価指標について、必要な見直しを行う。
- ③要員配置の変更及び機器の更新に伴う関係職員の機器操作能力の維持向上のため、定期的な訓練機会を設定する。その際、原子力事業者防災訓練を可能な限り活用する。
- ④緊急時対策所に派遣される職員が緊急時対応センタープラント班と事故収束に関する情報共有ができるように、原子力事業者防災訓練への参加を通じて派遣職員へ指導する。
- ⑤機器操作マニュアルを周知するとともに、原子力事業者防災訓練前にTV会議を用いた説明会を開催し、機器操作の習熟に努める。
- ⑥防災基本計画の規定に基づき、関係省庁（原子力規制庁、内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、資源エネルギー庁、海上保安庁及び防衛省）、原子力事業者及び電気事業連合会を構成機関とする原子力災害対策中央連絡会議（以下「中央連絡会議」という。）を平成28年度中に2回開催する。また、原子力発電所の立地地域に所在する中央連絡会議構成省庁の地方支分部局、当該地域を管轄する道県警察本部（必要に応じて当該地域の広域避難の避難先となる都府県警察本部）、消防、管区海上保安本部（必要に応じて当該地域を管轄する海上保安部）、自衛隊及び原子力事業者を構成員とする原子力災害対策地域連絡会議（以下「地域連絡会議」という。）のうち開催実績のない地域について上半期中に開催する。

【評価の視点】

- ①②年度内に実施できたか
- ③～⑤十分な回数実施でき、関係者の緊急時対応能力向上につながったか
- ⑥期限内までに開催できたか